

令和8年第5回金沢市農業委員会総会

議 事 録

- 1 日 時 令和8年5月26日（火）午後3時～午後4時
- 2 場 所 金沢市第二本庁舎2301会議室
- 3 議 件 「令和8年第5回金沢市農業委員会総会議案書」
のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり
(農業委員19名、農地利用最適化推進委員7名、
事務局3名)
- 5 議 事 別紙のとおり

令和8年第5回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

農業委員

	委員氏名	出欠		委員氏名	出欠		委員氏名	出欠
1	中田 久志	○	8	福井 伸一	○	15	奥村 明義	○
2	井口 栄市	○	9	田辺 善郎	○	16	北本 久一	○
3	東 穰	○	10	松平 裕喜	○	17	鮎岡 裕	○
4	東中 守	○	11	庄田 純一	○	18	小林 博紀	○
5	新田 涼子	○	12	下村 繁之	○	19	川端 満	○
6	山口 範子	○	13	五坊 隆一	○			
7	二口 和忠	○	14	山川 叔枝	○			
							出席	19名
							欠席	名
							計	19名

農地利用最適化推進委員

	委員氏名	出欠		委員氏名	出欠		委員氏名	出欠
1	山下 一	○	5	北山 新一	○	9	吉本 尚紀	○
2	高村 雅一	○	6	山村 哲夫	○			
3	山岸 良一	○	7	中村 義昭	×			
14	堀越 一彦	○	8	菊知 亮	×			
							出席	7名
							欠席	2名
							計	9名

農業委員会事務局

	氏名・役職		氏名・役職		氏名・役職
1	大井川事務局長	3	畑山係長		
2	山口事務局次長				

別紙

事務局長	<p>定刻となりましたので、令和8年第5回金沢市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願います。</p> <p>前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。</p>
	(憲章の唱和)
事務局長	<p>どうもありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。</p>
会 長	(会長挨拶)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、これより農地部門の議案審議に入ります。</p> <p>この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっております。</p> <p>会長よろしく願います。</p>
会 長	<p>それでは議事の方を進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員数は、ただいまのところ19名であります。よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、推進委員の出席者は7名であります。</p> <p>なお、本日の議事録署名委員には、山川委員と、奥村委員を指名いたします。ここで議案審議に入る前に、会長が行う議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お諮りいたします。</p> <p>農地部門、農政部門に関する議事につきましては、それぞれ農地小委員会、農政小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方がよいと思われませんがいかがでしょうか。</p>
	(異議なしの声)

会 長	<p>ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。 それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。 川端副会長、議長をお願いします。</p>
川端副会長	<p>円滑な議事の進行に努めたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、お手元の議案書をご覧ください。</p> <p>最初に、令和8年第2回総会から令和8年第4回総会での議決事項に関する事務処理状況について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>令和8年第2回総会での議決事項に関する事務処理状況について、ご報告します。</p> <p>農地法第5条許可申請3件については、2月25日付けで知事あてに送付し、番号1、2は3月19日付、番号3は5月11日付で許可書を交付しております。</p> <p>次に、令和8年第3回総会での議決事項に関する事務処理状況について、ご報告いたします。</p> <p>農地法第5条許可申請1件については、3月26日付けで知事あてに送付し、5月25日付で許可書を交付しております。</p> <p>次に、令和8年第4回総会での議決事項に関する事務処理状況について、ご報告いたします。</p> <p>農地法第3条許可申請8件については、4月30日付けで許可書を交付しております。</p> <p>農地法第5条許可申請1件については、4月30日付けで知事あてに送付し、5月22日付で許可書を交付しております。</p> <p>非農地証明願1件については、4月30日付で証明書を交付しております。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定については、4月30日付けで金沢市長あて回答しております。</p>

	<p>なお、当該計画の認可は、5月下旬の予定です。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は1ページです。</p> <p>今回、森本地区、花園地区、三谷地区から各1件、合計3件の申請がありました。</p> <p>番号1は、南森本町の案件で、生前贈与のため、所有権を移転するものです。</p> <p>番号2は、岸川町の案件で、経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>番号3は、車町の案件で、経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>以上、3件で、面積は合計3,080㎡です。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>

	(異議なしの声)
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおりに許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、関連がありますので、一括して上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>まず、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は2ページです。地図と併せてご覧ください。</p> <p>今回、才田地区から1件の申請がありました。</p> <p>番号1は、才田町の案件で、駐車場への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、農地の広がり10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断されますが、申請地周辺の居住者が必要とする施設で集落に接続して設置されるものであることから許可相当であると考えます。</p> <p>なお、現地はすでに駐車場として使用されているため、所有者より始末書が提出されています。</p> <p>以上 1件で、面積は150㎡です。</p> <p>次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は3ページです。地図と併せてご覧ください。</p> <p>今回、才田地区から2件の申請がありました。</p> <p>番号1は、才田町の案件で、所有権移転を伴う自己住宅への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、農地の広がり10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断されますが、申請地周辺の居住者が必要とする施設で集落に接続して設置されるものであることから許可相当であると考えます。</p> <p>なお、現地はすでに自己住宅として使用されているため、</p>

	<p>所有者より始末書が提出されています。</p> <p>番号2は、才田町の案件で、所有権移転を伴う自己住宅への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、農地の広がり10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断されますが、申請地周辺の居住者が必要とする施設で集落に接続して設置されるものであることから許可相当であると考えます。</p> <p>なお、現地はすでに自己住宅として使用されているため、所有者より始末書が提出されています。</p> <p>以上、2件で、面積は287㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入る前に申請案件について現地調査を行っておりますので、田辺委員から調査結果をご報告願います。</p>
田辺委員	<p>5月18日、現地調査を行い、申請書のとおりであることを確認したので、ご報告いたします。</p>
川端副会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて、地区担当委員による現地調査について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>地区担当委員の川端委員には、別途、現地調査を行っていただき、申請書のとおりであることを確認いただいております。</p>
川端副会長	<p>それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。</p>

	(異議なしの声)
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第2号及び議案第3号は、原案のとおり許可することが相当であると決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号 非農地証明願について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第4号 非農地証明願について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は4ページです。</p> <p>今回、小坂地区から、1件の申請がありました。</p> <p>番号1は、山ノ上町5丁目の案件で、山間地等にある農地が長期間の不耕作により荒廃し、農地としての復元が著しく困難であることから申請があったものです。</p> <p>以上、1件で、面積は合計821㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第4号 非農地証明願については、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について、ご説明いたします。</p>

	<p>議案書は5ページから10ページです。</p> <p>本件は、金沢市から、農用地利用集積等促進計画案について、同法第19条第3項の規定により、本委員会に意見を求められているものです。</p> <p>利用権設定について、安原地区から1件、小坂地区及び小坂（千坂）地区から1件、森本地区から1件の申出がありました。賃借権を設定する、契約期間が4年6か月の新規設定が1件、契約期間が10年の再設定が2件で、面積は合計48,811㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
	<p>ご異議なしと認め、議案第5号は、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することに決定いたします。</p> <p>続きまして、報告事項にまいります。</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第7号及び報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>報告第1号及び第2号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は11ページから16ページです。</p> <p>届出件数は、第4条が4件で、面積は合計1,684.51㎡、第</p>

	5条が14件で、面積は合計6,963㎡です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、ご報告いたします。 議案書は17ページから18ページです。 届出件数は3件で、面積は合計6,309㎡です。内容、解約理由については議案書に記載のとおりです。
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご報告いたします。 議案書は19ページから20ページです。 届出件数は6件で、面積は合計7,552㎡、取得事由はいずれも相続で、あっせんの希望はありません。
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第5号 農地法制限除外の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	報告第5号 農地法制限除外の規定による届出について、

	<p>ご報告いたします。</p> <p>議案書は、21 ページから 22 ページです。</p> <p>農地法第 4 条の制限場外については、届出件数は 1 件で、面積 1,018 m²のうち 199 m²です。農作業施設の敷地に転用するものです。</p> <p>農地法第 5 条の制限除外について、届出件数は 1 件で、面積は 1,194 m²のうち 2.25 m²です。携帯電話基地局の敷地に転用する場合の例外規定に基づくものでものものです。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第 6 号 金沢市農業委員会農地移動適正化あっせん基準に基づくあっせん活動報告について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>報告第 6 号 金沢市農業委員会農地移動適正化あっせん基準に基づくあっせん活動報告について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は、23 ページです。</p> <p>あっせん活動の報告件数は 1 件で、適正なあっせん活動を通じて農地法第 3 条の許可書が交付され、報告事項のとおり売買が成立したことを報告いたします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。</p> <p>慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。</p> <p>それでは、これにて議長を交替いたします。</p>
会 長	<p>川端副会長、どうもありがとうございました。</p>

	<p>引き続きまして、農政部門の議案審議に入ります。</p> <p>小林副会長、議長をお願いします。</p>
小林副会長	<p>委員各位のご協力のもとに、会議を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、議案第6号 地域計画に関する意見決定について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願ひます。</p>
事務局	<p>議案第6号 地域計画に関する意見決定についてご説明いたします。議案書は、1ページです。</p> <p>本件は、農業経営基盤強化促進法第19条に基づく地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の見直しに当たり、同法第19条第6項の規定に基づき、金沢市から本委員会に意見を求められているものです。</p> <p>地域計画については、将来の地域農業の在り方、出し手と受け手の意向把握等について、地元での継続的な協議の実施を求められており、年1回以上の計画及び目標地図の見直しをすること、とされております。</p> <p>今回、意見を求められている地域計画は、議案書に記載のとおりとなります。将来的な農地転用が見込まれるため、計画の変更申し出があったものが金浦、東蚊爪、河北瀉の3地区、地元での協議の場が開催され、協議内容に基づき区域や出し手・受け手等の変更があったものが打木、利屋、二日市、岸川、福久、大河端の6地区となります。</p> <p>また、地元での協議の場が開催されましたが、特に変更がなかった地区が8地区、金沢市ホームページ上で変更協議について関係者からの意見聴取を行い、特に変更がなかった地区が25地区となっております。</p> <p>以上、ご審議の程、よろしくお願ひします。</p>
小林副会長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>

	(質問なし)
小林副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第6号 地域計画に関する意見決定については、金沢市長あて、異議がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
小林副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第6号は、金沢市長あて、異議がない旨、回答することに決定いたします。</p> <p>以上で、農政部門の案件は終了いたしました。</p> <p>委員各位のご協力に感謝を申し上げ、議長を交替いたします。</p>
会 長	<p>小林副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、協議・連絡事項に移りたいと思います。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	(資料に基づき、内容説明)
会 長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
会 長	<p>それでは最後に、5月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。</p>
各委員	(各委員から報告)
会 長	<p>ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
会 長	<p>ほかに何かありますでしょうか。</p> <p>なければ、これで会議を終了させていただきます。</p> <p>委員の皆さん、ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>井口会長、どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、最後に、二口副会長に閉会のご挨拶を</p>

	お願いいたします。
二口副会長	(副会長挨拶)
事務局長	二口副会長、どうもありがとうございました。 委員の皆様には、本日はご苦勞様でございました。 以上で、散会といたします。